

弥富市の用途地域・建築規制等について

令和6年6月現在

- 弥富市は、市域全域が都市計画区域に指定されています。
- 区域区分の指定(線引き)年月日・・・昭和45年11月24日
- 用途地域については、弥富市公式サイトのトップページ「弥富市情報マップ(公開型GIS)」にて確認できます。

◆ 用途地域・制限等

凡 例	建べい率	容積率	斜線制限			日影規制 対象建築物の高さ>10m 平均地盤面からの高さ:4m	外壁の後退距離・絶対高さの制限
			適用距離 ∟勾配				
			道路	隣地	北側		
第一種中高層住居専用地域	60%以下	200%以下	20m ∟1.25以下	20m ∟1.25以下	-	5m<敷地境界≤10m:4h未満 敷地境界>10m:2.5h未満	-
第一種住居地域	60%以下	200%以下	20m ∟1.25以下	20m ∟1.25以下	-	5m<敷地境界≤10m:4h未満 敷地境界>10m:2.5h未満	-
第二種住居地域	60%以下	200%以下	20m ∟1.25以下	20m ∟1.25以下	-	5m<敷地境界≤10m:4h未満 敷地境界>10m:2.5h未満	-
準住居地域	60%以下	200%以下	20m ∟1.25以下	20m ∟1.25以下	-	5m<敷地境界≤10m:4h未満 敷地境界>10m:2.5h未満	-
近隣商業地域	80%以下	200%以下	20m ∟1.5以下	31m ∟2.5以下	-	5m<敷地境界≤10m:5h未満 敷地境界>10m:3h未満	-
商業地域	80%以下	400%以下	20m ∟1.5以下	31m ∟2.5以下	-	-	-
準工業地域	60%以下	200%以下	20m ∟1.5以下	31m ∟2.5以下	-	5m<敷地境界≤10m:5h未満 敷地境界>10m:3h未満	-
工業地域	60%以下	200%以下	20m ∟1.5以下	31m ∟2.5以下	-	-	-
工業専用地域	60%以下	200%以下	20m ∟1.5以下	31m ∟2.5以下	-	-	-
用途指定の無い地域(市街化調整区域)	60%以下	200%以下	20m ∟1.5以下	31m ∟2.5以下	-	5m<敷地境界≤10m:4h未満 敷地境界>10m:2.5h未満	-

※建築基準法や愛知県建築基準条例(角地緩和、がけ条例等)に関する内容については、愛知県建築局建築指導課確認第一グループ(052-961-9720)若しくは第二グループ(052-961-9717)へお問い合わせください。

但し、指定確認検査機関へ提出される確認申請のご相談につきましては、直接各機関までお願いします。

◆ その他の地域地区等

凡例	対象地域	詳細についての問い合わせ先
建築基準法第22条区域	全域	愛知県建築局建築指導課(052-954-6586)
工業用水法指定地域	全域	愛知県海部県民事務所環境保全課(0567-24-2111)
県条例による揚水規制区域	全域	愛知県海部県民事務所環境保全課(0567-24-2111) (飲用水については、弥富市市民生活部環境課)
津波災害警戒区域	全域(一部区域を除く※)	愛知県建設局河川課(052-954-6556) ※市ホームページにて確認してください。
高潮浸水想定区域		
都市機能誘導区域	一部区域	弥富市建設部都市整備課
居住誘導区域	一部区域	
地区計画区域	駒野町、前ヶ平の一部	
河川保全区域(木曾川)	河川区域から40m	国土交通省木曾川下流河川事務所弥富出張所(0567-67-0229)
”(鍋田川)	河川区域から20m	愛知県海部建設事務所維持管理課(0567-24-2162)
”(宝川) (参考:孫宝排水機場より下流)	河川区域から18m	
”(善太川の一部) (参考:善太橋より下流)	河川区域から18m	
海岸保全区域	名古屋港海岸	名古屋港管理組合(052-661-4111)
臨港地区	楠、富浜	
生産緑地地区	市街化区域	弥富市建設部都市整備課
埋蔵文化財	一部区域	歴史民俗資料館(0567-65-4355)※月休館日

【その他、該当しない地域地区等】

特別用途地区 / 特定用途制限地域 / 特例容積率適用地区 / 高層住居誘導地区 / 高度地区・高度利用地区 / 特定街区 / 都市再生特別地区・特定用途誘導地区 / 防火地域・準防火地域 / 特定防災街区整備地区 / 景観地区 / 風致地区 / 駐車場整備地区 / 歴史的風土特別保存地区 / 歴史的風土保存地区 / 緑地保全地域・特別緑地保全地区・緑化地域 / 流通業務地区 / 伝統的建造物群保存地区 / 航空機騒音障害防止地区・航空機騒音障害防止特別地区 / 建築協定締結地域 / 区画整理区域 / 宅地造成工事規制区域 / 砂防指定地

- ◆ これらの規制等については、各法令を所管する組織の公式サイト等の情報を収集した結果です。念のため、ご自身でもご確認ください。